

あま市建築物耐震改修促進計画《一部改訂版》(案)～概要版～

1. 計画一部改訂の背景・概要

<一部改訂の背景>

2025(令和7)年度現在、あま市内の建築物の耐震化を進めている中において、現計画の策定2021(令和3)年3月より4年が経過しました。また、2024(令和6)年1月1日には能登半島地震が発生し、改めて耐震化の重要性が再認識されました。

このような防災対策の進捗状況や新たな防災対策の検討内容を踏まえ、国や愛知県でも耐震化に関する計画の見直しが進められています。

そのような状況の中、計画期間の中間年度となる2025(令和7)年度であることから、進捗状況の確認を行うとともに、国の基本方針との整合性を図り、県計画の考え方をふまえ、計画内容や目標の見直しを行います。

<一部改訂の概要>

今回の一部改訂では以下の4つの項目について見直しを行います。

- ① 計画期間の見直し
- ② あま市における地震発生時に通行を確保すべき道路の位置付け
- ③ 現時点(2025(令和7)年1月)における耐震化の状況および目標の見直し
- ④ 耐震化・減災化促進のための支援制度について

2. 計画期間の見直し

現在の計画では、住宅の耐震化率について2025(令和7)年度までに「95%」とすることを目標としており、目標達成のために様々な施策を実施してまいりましたが、目標達成には至らない状況であり、地震による被害を未然に防ぐには、耐震化のさらなる促進が喫緊の課題となっています。

このような耐震化の現状等を踏まえ、耐震化の実施に関する目標に関して、現行においては、住宅について、2030(令和12)年度までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消するとしているところ、国の基本方針の見直しや愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2035～(案)に基づき、本計画の一部改訂版(案)においても、住宅については2035(令和17)年度までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とします。

併せて今後の耐震化の促進として、補助制度の拡充、高齢者に向けた耐震化促進の強化など、様々な施策に取り組むことで耐震化率の向上を図ります。

住宅の耐震化の進捗状況と課題



○住宅の耐震化率の現状値(2023(R5)年)は約90%であり、2003(H15)年から5年毎に3~5%の伸び率で進捗。

2030(R12)年での目標達成は難しい状況。
目標: 2030(R12)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

耐震改修促進法に基づく基本方針の見直しについて



住宅・建築物の耐震化の現状や近年の情勢等を踏まえ、耐震改修促進法に基づく基本方針※の見直しを行う。
※建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)

① 目標の見直し

○住宅に関する目標

2030(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消 → 2035(R17)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消

(国土交通省 HP より)

3. あま市における地震発生時に通行を確保すべき道路の位置付け

2024(令和6)年6月に耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定に基づく市指定道路として、第3次緊急輸送道路(第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点と相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路)があま市地域防災計画において指定されましたので本計画においても位置付けを行いました。

4. 現時点(2025(令和7)年1月)における耐震化の状況および目標の見直し

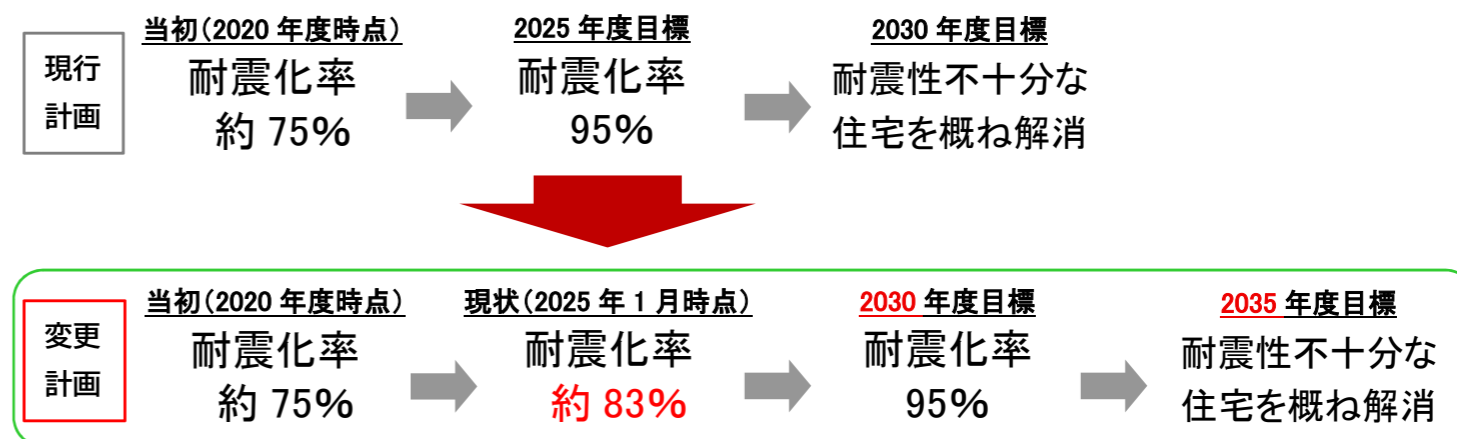
<住宅の耐震化の状況(中間達成度)>

耐震化の重要性の啓発をはじめ木造住宅無料耐震診断や耐震改修費補助事業、除却工事費補助事業を実施するなど、住宅の耐震化の促進に取り組んだ結果、2025(令和7)年1月時点で居住世帯のある住宅総数34,117戸のうち、耐震性があると判断されるものは28,204戸となっており、82.7%の住宅で耐震性があると推計されます。

<住宅の目標>

国は、住宅の耐震化の目標について、2020(令和2)年度の本計画策定時には「5年後の2025(令和7)年度までに耐震化率95%、10年後の令和12年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」としていましたが、2025(令和7)年7月に国の基本方針の一部が改正され、「2035(令和17)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」へと変更されました。

これに伴い、本市の目標についても「2030(令和12)年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」から「2030(令和12)年度までに耐震化率95%」へ変更し、「2035(令和17)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消」することとします。



5. 耐震化・減災化促進のための支援制度

<新耐震住宅に関する取り組み>

新耐震基準の住宅については、今後、建築年数が経過することに伴い、劣化が進行することから、劣化箇所を把握し、補修をしていくことで耐震性能を維持していくことが重要であり、定期的な住宅の点検を実施することを推奨していきます。国は建築基準法で接合部の仕様が明確化された2000(平成12)年以前に建築された木造住宅に対する、耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しております。本市としても、この検証法の周知等を行っていきます。

<その他>

マンション関係法の改正に伴う耐震性不足マンションの耐震改修や再生・建替手法等に係る制度の周知に努め、また、耐震改修工事における所有者負担の軽減に関する取り組みを新たに行い、高齢者向けの無利子や低利子の耐震改修利子補給制度の活用などを推進し、耐震改修費用の軽減につながる耐震改修工法などの調査や導入を推進していきます。